

## 議第80号

三島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

三島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

平成26年11月18日提出

三島市長 豊岡 武士